

第十回 参議院大蔵委員会會議録第四十五号

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)午前十一時二十一分開会

委員の異動

五月三十日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠としてカニエ邦彦君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○税理士法案(衆議院提出)

○理事(大矢半次郎君)

これより第四十四回の大蔵委員会を開会いたしました。租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○小林政夫君 第十二条によつていろいろ漁業権証券に対する課税の問題について特別な措置を講ずるようになつておられるわけですが、これに関連して漁業再編成について農林当局において如何なる計画を持つておるか。特にこの漁業権証券と関連をした計画を、詳細に資料に基いて事情を聴取したいと思ひます。

○理事(大矢半次郎君) 今水産庁の政府委員の出席を要求しておりますから、それが見えた場合にお答えを願ひます。

○政府委員(原純夫君) ございませう。ちよつと伺ひますが、漁業権に対する補償は、個人に対する場合は漁業権証券の交付という事はありませんか。

○理事(大矢半次郎君) この法案によれば、法人が漁業権証券の交付を受け

た場合の規定がありますけれども、個人が受けた場合の規定が別にならうてあります。そのところの御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 個人の場合は、漁業権の消滅による補償が幾ら幾らということになりますと、それが収入すべき金額として課税されますので漁業権証券の額面が幾らということに

は爾後の課税関係に別段の影響を及ぼしません。法人の場合は、その漁業権証券を幾らと評価して行くかということによつて爾後の税関に影響を及ぼすので法人の場合特にそういうふう

に書いたわけでありませう。

○理事(大矢半次郎君) そうすると、こういう法人の場合は漁業権証券の額面金額とその評価額とはどの程度の開きがあるのですか。

○政府委員(原純夫君) 実際には法人の場合におきましても補償額を額面を以て漁業権証券を交付するというところになる予定でございますので、その間の開きはない予定であります。念のため書いたという次第であります。

○理事(大矢半次郎君) 念のために法人について書く必要があれば、個人の

場合も念のために書いて置く必要があると思ひますが、何故個人の場合に書いておらないで、法人のみという幾らか蛇足的の規定を附加して置いたわけですか。

○政府委員(原純夫君) 個人の場合は収入金額は収入すべき金額として決定されておりますので、補償金額がきま

りますとそれが受ける側に立つて課税の何がきまつて参ります。ところが法人の場合は総益金、総損金と申しまして、結局御存じの純資産価値主義によりまして、期末にその証券を幾らに評価するかということによつて益金が變つて参りますので、書いたわけであり

ます。

○理事(大矢半次郎君) そうすると個人の

人の場合には証券で受取つた場合に額面金額そのままを収入金に入れる、こ

ういうわけなんですか。

○政府委員(原純夫君) 補償金額が、例えば五十万円ときましますと、それが収入金額、即ち収入すべき金額ということになります。でそれを額面金額で受取るかどうかというのは、別段収入すべき金額には関係はないということになります。わけでありませう。

○小林政夫君 十二条の「漁業法施行法第一条の規定により消滅した場合において」というこの時期の問題はどういうふうになりますか。

○政府委員(原純夫君) 厳密に申しますと、漁業権は漁業法によりましてきまつておる時期、たしか来年の三月某日だつたと思ひますが、その頃までに消滅する。但しその間においても消滅に伴う各般の告示、それに対する異議の申立というふうな段階を経まして、もうよろしいと見た場合には、地方長官が消滅の日をきめるという段取りができるようになるものと了解いたしております。その日において消滅するよう

に相成ろうと思ひます。

○油井賢太郎君 当局に伺ひたいので

すが、若しこの補償についての金額を国会で以て免稅措置をとるといふようなことになつた場合です。今までそういうふうな前例はありますか。

○政府委員(原純夫君) ちよつと御質問の御趣旨がよくわかりませんが、前例とおしやるのは、どういふ角度からでございますか。この種のものについて免稅したことがあるかという

のでございませう。

○政府委員(原純夫君) はあ。私記憶して

おりますところは、法律を以てこの種の特に完全に免稅したといふのはちよつと只今思ひ出せません。その点は私もこの事態が強制消滅という特別な事態でありますために、いろいろ考えたわけでありませう。確かに免稅論というものもあり得ますし、又現行の全部課税するという議論も一部にはあり得ますし、まあその辺と、それから譲渡所得一般につきまして、世間でいろいろ御議論がございませう。シャープ勧告によつて、昔の二分の一課税を全額課税にしたといふことの当否についての議論もございませう。その辺を噛み合せて、譲渡所得の原則論の改正まで

今回は行き得ないと思つたのでありますが、先ず六%の税率という程度にすればよからうといふふうに考えましたので、前例としては全部負けてしまつたという例はちよつと思ひつきませう。ただこの損害補償ですね、一時所得である損害補償については、すでに

所得稅法の第六條によつて、これは非課税とするという規定がございませう。その辺と、實質的にどういふふうに見られるかといふような点はあると思ひますが、これは所得の種類としては本件は譲渡所得であるといふのでその適用はないといふような、ただ似通つた性質のものが税法にあるといふこと

でございませう。

○小林政夫君 この法案には漁業権証券と土地收用両方同じようなケースとして並べられておるわけでありませうが、私は漁業権に対する補償の場合と收用の場合とは大分趣きが違ふ。特に漁業権に対する補償の場合においては、ただ一応補償するだけでなしに、将来において免稅料或いは特許料として、而も債券、国債に対する金利まで見込んだ特許料免稅料を取るわけでありませうから、大分この条文の書き方としては同じであるけれども、内容的に非常に違つておる感がありますが、その点はどうですか。

○政府委員(原純夫君) 確かにこの法案が再評価という方法をとりましたことと自身が、率直に申して便宜なものではないと思ひます。従つて御指摘の通り、漁業権の消滅と土地收用とが具体的に事情において違ふ点があるといふことは、我々もおしやる通りだと思つております。先ず土地收用のほうから考えますと、ダムを改修するために、ダムをこしらへるために住民をどかせる、堤防を上げるために農地を收用するといふような、これはまあ概して父

祖伝来持つておられた田畑を收用されまして、うまく行けば替地をもらえまされども、必ずしもそうと限りません。全然他の業に就かなければならぬといううなことがございます。誠に緊急の事態であり、誠に御気の毒であるということを考えましたわけでありまして、まあ漁業権のほうは、従来から漁業をやらないで、権利を持つておつたかたを除いては、一応権利は消滅いたしますけれども、事業だけは続けたい行けるというので、只今申し上った点においては土地收用よりもやりやすいという関係がございます。又他方で、御指摘の通り漁業権のほうは、あと又やつて行く場合に免許料、特許料を取られるという意味においては、土地收用の場合よりも確かに不利であると思ひます。その辺の見当はなか／＼むずかしいところだと思ひます。只今申し上ったように一方で片方がより不利である、他方で片方がより不利であるといううないろいろな何がございすのですが、先ず總体いたしまして、伝来の権利を取上げられるという意味においては非常な緊急事態である。従つて余り細微な租税論をいたしまして、譲渡所得であるとか、つまり或る程度までは再評価税だ、その上は譲渡所得だという今の構成なんです、そういううな構成にしたいすよりも、只今申し上りましたような譲渡所得一般のこれからあり方も、大体めどをつけておつてそれよりも、こういう強制收用の場合に更に有利に扱ふというめどを考へて、大きな線ですばつと切るといふ以外に途はなかるうといううに考へまして、いろ／＼手段を考へましたのがこの再評価という方針に乗つた

わけでございます。従ひまして厳密にこの利益不利益の較量を細かい数字で吟味いたしますれば、必ずしも一致しないという点は確かであろうと思ひますが、只今のように考へたいと思ひまして、先ず大きな線で間違ひはなからうと、又事態はそういう緊急なものであり、この細かい農民又は漁民もおることでありますから、わかりやすい結論で一本の線に切るといううなことも考へましたので、こんな線では如何かと思つて御提案申上げた次第でございます。

○小林政夫君 今のお説を承つて、漁業権に対する補償、漁業権証券の交付の対象となるケースとその他のケースとは大分違ふという事情にあるということとは御了承願つておると思ひます。従つて租税公平の理論から言つて、比較の対象になるケースは少いんじゃないか。漁業権証券のいろ／＼な問題について、特にここまゝいろいろな特別な配慮で事務当局において考へてもらつて大蔵当局においてこれだけ漁業権証券に対する補償に對して、同情的に考へてもらつておるといふことを一歩進めて、今申上げたやうな国の負担に歸すべく、勿論時間的には相違はあるけれども、金銭的には結局国の負担に歸すべき点は殆んどないわけでありまして、もう一歩進めて特別に免税をするという措置はとれないものか。

○政府委員(原純夫君) いろ／＼そういう御要望もございましたのでございすけれども、我々そういうところまで参らないでこういう結論を出しました次第を申上げます。漁業権が消滅いたします場合に、この受取ります補償

金というものは、まさに漁業権という権利を持つておりました人が取得価額に對して高い対価を受取つてその権利を消滅せられるということでありまして、これはいよいよこの土地その他を持つておつて、あとで売つて、値上りしたために利益が出たというのと同じで、まさに譲渡所得ということになりまして、当然課税の対象になる。そこで爾後免許料、許可料を拂うという関係は、これは漁業政策一般にからまる問題と思ひます。勿論それを無償で使わせるという意見も立ち得るかと思ひますので、免許料、許可料を取るといふことも又一つのやり方ではないか。たま／＼この補償金額に達するまでといううなことがありますために、何か取返されるやうな関係も出まされども、この辺は農林当局の御見解も聞いて頂きたいと思ひますが、我々いたしましては、漁場というものをいけば資本的な価値と見まされば、これに對する使用料を拂うといううな意味で、而もその使用料は爾後経費として見られまして、それだけそれがなかつたならばかけられる税金は減るといううなこともなおります。そういううなわけで、譲渡所得を取ります場合には、一応一般の譲渡所得と同じに考へてよろしかろうと、緊急事態であるからこれを調整して軽減するといふうな場合に、土地收用等々の関係から考へて事業が続けられる点から有利であるが、将来そういう点で又不利であるという点から考へて、一本の線に合致するといふうなことで、まあ我々いたしましてはかような次第で、全免といふところまで持つて行くのはどうも行かぬといふうな結

論に達した次第でございます。

○小林政夫君 大体漁業界方面ではこの漁業権を消滅させるという場合に、これは本當の再編成を、日本の漁業の民主化のための再編成として考へたわけであつて、了承したわけであつて、漁業権証券を受取るによつて税金がかかるなんというところは夢想だにしておらなかつた。すべての政策というものは、或いは漁業家としての肚積りは、税金がかかるものであるといふ建前で考へているという問題もあるわけです。特に本年度の財政収入から考へても、先般大蔵大臣は自然増収という言葉を使つて予想外の収入であるといふこともはつきりされておる。こういう改正措置をとることのために、十億にしても或いは十四億にしても一時的に税金が入つて来る。これは予定されておらなかつた歳入である。今土地收用の問題といふ／＼比較されたいけれども、これは恐らく大蔵省當局において立法の過程において漁業権証券について考へなければならぬといふこととこれはちよつとケースが似ていふやうなもので、土地收用の問題も考へなければならぬと思ひますが、私は全然ケースを、勿論あとからでも比較して見れば関連するやうな問題も考へられるけれども、独自の漁業権証券の問題、漁業権消滅の問題だけを考へてもらつていいんじゃないか。これが他の先例となつて、或いは将来にいろ／＼な禍根を残すといふやうな問題でなしに、特に日本の漁業界としての一大革命の時期において、前例のない、又今後そういうケースをとることのない一つの事件でありますから、特別な課税上の措置をとつても、将来に悪

例を残すとか、或いは徴税の公平を欠くといふうなことはならないのじやないかと思ふのですが、これは併し意見であります。この際に先般委員長に要求したたしか水産庁のかたも見えましたから、特に大蔵省のかたに、漁業権消滅をさしてこういううな措置をとらざるを得ないといふ漁業改革の趣旨と、それからそれによつてどういふ方向に漁業界を指導して行くかといふ点を詳細に、資料があれば資料を配付して説明して頂きたい。

○説明員(久泉高君) 本日は水産委員会のほうが開かれておりましたので、お伺ひできないのでございすので、私代つて御説明に上つておりますが、この課税問題につきまして、いろ／＼御判断を頂きます基礎といたしまして、只今委員のかたから御要求のありました漁業制度改革の大きな趣旨につぎまして申上げて見たいと思ひます。漁業改革はしな／＼農地改革と比較してお話が出るわけでございますが、実は内容は相当違ふのでございす。農地改革の場合には地主から土地を国が買上げまして、それを實際に經營している小作人に與えるというやり方をとつたわけでありまして、国が農地を買上げまして、それを売渡すといふのが主体となつておつたのでありますが、漁業制度の改革におきましては、漁業権といふものを国が買上げて、そういう売渡すという形が實際問題としてはとれませんで、實際の漁業権を全部一旦消滅いたしまして、全く新たに漁場の計画を立て直しまして、その計画に基いて免許して行くという形をとつておるわけでございます。その際にこの改革の内容でございす

が、土地の場合には、農地の場合には、土地そのものが大きな生産手段でございまして、漁業におきましては漁業権にしましても他の漁船なり漁具、そういった生産手段を持たなければ実際に経営がでないわけではございません。そこで従来までの制度としましては、漁業権を持つておりますものが実は資金その他が足りないために漁業の経営がでないというようにございまして、非常に漁場の利用関係がうまく参りませんので、非常に多数の零細経営が漁業の基盤となつておるわけではございません。そこで今度の改革につきましては、漁業権を全部消滅させまして、従来の漁業権の所有関係を全部切つてしましますと同時に、漁業の経営全部をやり換へたいということで、経営関係も全部切つてしまつたわけではございません。そして全く新たに漁場につきまして計画を立てまして、それを法律に優先順位、或いは適格性というものを設けまして、経営の内容にまで立入つた免許をいたすわけではございません。その際に漁業権をもらひまして、権利をもらつても生産手段を使うことができないければ、法律は全く空文に帰します。この資金は漁業権の補償金を充ててその経営の切換えをやつて行くことじやないかというものが全体の構想なんではございません。そこで補償金が現金で出ます場合にはその点が非常に容易でございまして、漁業権証券という形で取られました場合に、この証券の資金化をいたしませんと、権利は新しい経営体と與えられまして、生産手段がつかめない。そこでこの漁業権証券の資金化ということが非常にやかまし

い問題になりまして、それと関連いたしましてこの課税問題が非常にむずかしい議論になつたわけではございます。そこでこの交渉過程におきまして、どういふ問題があつたかという点が、この前の委員会でも御質問があつたわけではございますが、当時漁業権の補償の仕方につきましては、すでに財産税の場合の算定方式がございましたので、これによつたわけではございますが、いろいろその後、この課税問題なんかが出て参りまして、私ども担当した者として気がつきました点は、漁業権という非常に特異な内容を持つた無体財産権についての法制が必ずしも適當でないということに盡きるところではないかと思つたのであります。つまり、漁業権そのものにつきましては、これを物権とみなしまして、土地に関する規定が適用されておるわけではございますが、これが一つの法制上の擬制でありまして、実際に免許された権利に基いて独占的にその漁場を利用するために現在の法制ではそういう扱いしかできないわけではございません。漁業権の中でも定置漁業権とか、区画漁業権とか、特別漁業権というようなものにつきましては大体これでも処理ができるわけではございますが、専用漁業権というものがございまして、これが山で申しますと入会権のようなものなんではございまして、これが一番基礎になつておる漁業権でございますが、こういうものにつきましては、基本的な入会権が基になつておるもので、これをいゆる普通の財産権と同じように扱つていいかどうかという点が非常に疑問であつたわけではございます。併しながら、これを現在の法制では処理できません

で、むしろこれはドイツ系の法制であればこういうような処置がとれると思つたのであります。現在の個人的な法制におきましては、この専用漁業権といたつたような、つまり入会権を基礎にいたしまして権利を扱う規定が非常に不十分なんではございます。そこで税の關係におきまして、これに税がかかるというふうな問題につきましては私たちが立案者としていたしまして財産税法を十分研究してございまして、その点は全くかからないと考へておつたわけではございます。ただ委員会の過程におきましては、漁業権証券そのものに税がかかるかというお尋ねはありまして、これについてはかからない、たゞ証券そのものにはかからない、たゞその利子部分についてはかかるという御説明をしたわけではございますので、それが公式な説明としてはそういうことが記録に載つております。ただ突つこんで申上げますと、私どもは実質的にこの補償に税がかかるかということとは毛頭考へておらなかつたわけではございません。そこで實際問題としては各漁業会がこの権利を大部分持つておるという、實際には帳簿に載つていないというふうな事実があるわけではございまして、この場合の、特に今の専用漁業権というふうな基本的な権利につきましては、半永久的な権利として考へておりますので、それをいゆる償却して行くような財産といった感じで現実に漁業を扱つていない。又その利用關係は、物権でございまして、これを譲渡とかそういうものは制限はされておりますけれども、内容としてはそれではその關係の住民だけが利用する場合に価値がある、こういうふうな

権利でございまして、これをいゆる普通の財産権として扱うのは非常にむずかしいし、又漁業会がこれを帳簿に載つておらないというふうな事実も、法人税のように一切の財産を近代的な権利として割切つてしまつた場合には問題でございまして、そういうふうな実体がすでに非常に違つておるようなことで、非常に無理があると思つたのでございまして。ただ、現在の切換の段階まで参りまして、いよいよ税の問題が出ました場合に、この前の委員会でも出ておりましたように、それは形式的には消滅という形をとるわけではございますが、これが一体譲渡所得と見られるのかどうかという点、それも漁業権、殊に専用漁業権の場合にはどうか、或いはその他の漁業権の場合にはどうかというふうな議論も出たわけではございますが、これは漁業法のみならず、税法の全体系につきましていろいろそういう無体財産権というものの、特に漁業権のような財産権に対する規定が十分でないために、形式的に合せて行こうとしたとしますと、どこかに無理が出てしまつたわけではございます。そこで私ども当初これにつきましては率直にいろいろ申上げてまして、主税局のかたへも非常によく研究してくれまして、何とかしてこれを取らんでは済むという方法を考へて見たわけではございます。いろいろ詰めて考えました場合には、やはり両方の形式と漁業制度の行政がどこかで折合なければならぬという形になります。事務局といふ案に賛成したようなわけではございません。ただ特にこの際申上げて置きたいと思ひますのは、補償金の額そのもの

が実は大変低いのでございまして。立案過程から大分時間がたつておりますので、その間のいろいろ問題もございまして、今年の八月と十二月というこゝとにして、全面的に消滅させて行くわけではございますが、この補償の基準になつております価格のベースが非常に低いわけではございます。従ひまして実質的に得られる補償というものが非常に低い。ただこの点につきましては、それが今後取られる免許料と或る程度リンクされておるわけで、それでバランスがとれておると言えるわけではございますが、非常に現実にある漁業権の価値が、若しこの制度改革がないとして考えました場合の価格に對しまして非常に低いわけではございます。そこ

にこの税問題が起りましたので、漁民の實際の感じをいたしましては、どうしても納得できないというので、非常に強い要望が毎日私どものところには参つております。これについて私どもも説明いたしますのに実に困つておるわけではございます。税の形式なり税法の建前なり、そういうことを担当官としていろいろお聞きして見ますと、一々尤もだという点があるわけではございますが、實際問題といたしましては漁民は納得できないという問題が重なりまして、それも制度的にどう運用して行くかという点、水産庁は全く今困却しておるような事情にあるわけではございます。この問題はやはり今の補償金の額が非常に低いという根本問題が一つでありますのと、更に根本の問題といたしまして、先ほどちよつと全体の構想のときに申上げましたように、補償金が財源になりました新らしい制度への切換えが行われました場合に、

法律の規定に従つて新しい形態が免許を受けますが、それが漁船なり漁具なり相当の額になるものでございますが、これを獲得いたしましたものと、法律で規定いたしました新しい形態というものが事実問題として発足できないわけでございます。そこで現在の補償の金額といたしましては、約百八十億前後の額が行くわけでございますが、これを本当に資金化したしまして、それによつて漁業に必要な生産手段を事実獲得できませんと、今度の切換えは全く有名無実なものになつてしまふ、その際その額の中から相当の大きな額が落ちてしまふ、ますますその切換えが困難になる。こういうような問題がからんでおりますので、事務局といひましては今のようなことでお話をまとめたわけでございますが、どうしても一般の漁民の御了解を得られせんし、委員会においても、水産委員会におきましては全く答弁に私たちが往々生じたような次第でございます。この点だけをお含み願つて、いろいろ御質疑願ひたいと思ひます。

○杉山昌作君 今の説明を承ると、漁業法制定当時の立法上のミスといつてもいいと思うのです。今後漁業法施行法を改正して、この免税の規定を設けるというふうなことができるかできないか、その点について伺ひたいと思ひますが、特に両方の御意見を承りたいのです。

○説明員(久宗高君) 法律の形式といひましては、どの法律でこの問題を扱うかといふことは必ずしも限定されないと思ひますが、今の免税というやうな問題につきまして、やはり当然大蔵当局と私どもも御連絡をしなければ

何とも申し上げられないと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 我々の考えは、先ほど申し上げました通りでございますので、どうもすつぱり全部免税といふところまではなかなか考えにくいと思つております。

○小林政夫君 いや、今の大蔵省として考えられる、考えられん問題でなしに、立法技術上漁業法施行法においてさういつたあらゆる場合を予想して、所得税或いは法人税であるとか、再評価税であるとかいろいろな各般の税が、地方税とか全部からならないということが、立法技術上漁業法施行法の改正といふか、それに附加することによつてさういふ措置がとられると思ひますか。

○政府委員(原純夫君) 税に關しますことは成るべく税法の例外的な、通常の場合でありますれば所得税法、法人税法その他各法人税法、それから特別の場合でありますれば租税特別措置法といふ体系でやつておりますので、成るべくそれに乗つてたい。今年もその意味で租税特別措置法の一部を改正するといふ形で行つておるわけで、さういふやうなことを我々としては希望いたしております。

○理事(大矢半次郎君) 久宗説明員に伺ひますが、その補償金として交付される額のうち、将来漁業の経営に關係のない方面に流れて行く部分が相当あるのでございますが、例えば一つの営利会社が持つておる漁業権ですね、これを営利会社で補償した場合に、将来の漁業に、全体の漁業の経営のほうにその補償金が入る全額、或いは個人に交付される補償金についても同様なことであると思ひます。或いは

漁業会、漁業協同組合のメンバーから脱落するものに、さういふものに流れて行くといふやうなことが相当あるのじやなからうかと思ひますが、どんな程度のものなんでしょうか。

○説明員(久宗高君) 新しい漁業法におきましては、漁業権の免許につきましてこれを協同化されたものに重点を置きまして、新しい法律案が案じてあるわけでございます。従いましていわゆる個人漁業者が漁業権と結びつておきますと大分やりにくい形になつておりますが、これはやはり相当の資本が要りますので、漁業権証券がどの程度資金化されるかという問題と、その時期如何によりましては、例えば定置漁業のような場合、協同組合が資金がないために優先順位は第一順位になつておるがでできないといふやうな場合が出て来るわけでございます。さういふやうな場合には、協同組合以外のものでも第二順位としてそれに漁業権の免許が来るというやうな場合も出て参りますので、一律には申し上げられませんが、補償金そのものから申しますと、協同組合に渡つて行く分が圧倒的に多いわけでございます。個人或いは会社に参加する分のパーセントは非常に低いといふやうな事情になつております。

○理事(大矢半次郎君) それからもう一点ございましては、仮にこれは補償金でなくて、国が漁業の再編成に要するこの差当りの資金を漁業界全体のために貸してやる、将来それを返してもらうのだ、国のほうを返してもらうのだ、こういうやり方をとればそれは元本の返還による部分は将来必要経費に

見られないのですね。その利息だけ必要経費に見られてゐる。併し今のやうな制度なれば将来免許料を納めたら全額経費に見られるのですね。その間は漁業権証券を免税した場合にはどういふふうにお考えになりますか。

○説明員(久宗高君) この補償金と免許料の關係が、しばしば非常にリンクされておるやうに、法律で書いてございまして誤解を生ずるわけでございしますが、この問題につきましては、当初は補償金の額と新免許料の内容といふものは必ずしもリンクされておらないやつたわけでございます。ただ司令部のほうからのお話でございますが、丁度農地におきまする買上げの代金と売渡し代金がリンクされておりますやうなふうには補償金を賄ふ限度に止めて行くといふやうな形になりましたので、これが直接結びついてゐるやうな形になつてゐるわけでございます。併し補償金を受けましますものと新免許料を拂うほうとは必ずしも一致しないわけでございます。と申しますのは、旧漁業権そのものがすつかり消滅してしまひまして、これをすつかり漁場の計画から建直したもので、漁業権そのものも全然変わつてゐるわけでございします。それから又その主体も旧来の漁業会の会員が新協同組合のメンバーに一部なつてゐるものもございしますが、旧漁業権の保有主体と、それから新漁業の経営の主体とは人格的に違ふわけでございします。そこでこれをさういふ主体から離れて見ますと大きくこの枠が一致してゐるやうに思われますが、このほうの關係は一応は全部切れておるものとして考えざるを得ないのじやないか。だから税法上にこれを追求して

頂く場合においても補償と免許料の問題はやはり切り離して考えざるを得ないのじやないかといふふうに私どもは考えております。

○理事(大矢半次郎君) そこに問題があるんですね。全体として大体が補償金の額と将来の免許料の額とは見合ひになつてゐる。従つてこれに課程をしなくても国家が何ら損益といふことはないんじやない、これは一つの見方かも知れませんが、一方において漁業権の主体ですが、経営の主体そのものもかなり補償金を受けるものと将来の免許料を出すものが違ふ、さういふ点から考へて行くといふと、やはり個々の補償を受ける主体について課税するのが適當かどうかといふことを考へて頂かなければならぬと思ひますが、如何でございしでしょうか。

○説明員(久宗高君) これは必ずかしら点でございまして税法でその個人についてずつと追求して行く場合には旧漁業権の補償と、仮にそのほうが新しく拂ふ免許料といふものは漁業権の種類も違ふし、価値も違ふといふ場合があり得るわけでございしますが、ただ全体として申し上げますと、形式的に言へば主体は違ふといふことになりませんが、旧漁業会が補償を受けまして協同組合のそのメンバーに移つております場合、その協同組合が定置の今度には自営をするといふやうな場合、それに対して新しい免許料をかけます場合に免許料の総額としては補償金のバランスをとつてゐるわけでございしますが、個々の漁業権と結びつけて行くわけに行かないのじやないか。土地でございしますと、この土地を買つて誰に売渡したかといふことで土地そのものは変

つておりませんので主体も非常にはつきりするわけでございますが、漁業につきましても漁業権そのものも全部消滅してしまつておりますので、そういうものを漁業権と結びつけて行くこともできない。主体についても形式的には違ふが、実質的には殆んど同じだといふこともあるわけでございます。形式的に重点を置くか、内容に重点を置くかという問題になると思ひます。

○小林政夫君 今の大矢委員の質問につきましてちよつと私意見があるのですが、大矢委員の言われたのは将来において免許料が漁業の経営上経費に算定される。従つてその部分についての国家の収入が減るといふふうなことになるので、それだけは国家の負担にならないか、金を貸して元本金利を落崩しに返済する場合と同様ではないという御意見だと思ひますが、それはもう一つ別に考えてもらつと、こういう切換えをやらなければ、個人なり或いは法人なりがそれ／＼個々に免許料、免許料に相当する収入を漁業権保持者が得るわけですね。その場合にその漁業権保持者は他に所得もあるでしょうが、全体の所得を合算して国家に対して所得税で以て納める、こういうことになる。ところがこの場合においては、免許料、免許料はまる／＼国家に入るわけでありませう。従つて、他の所得と合算されてその一部として課税を受ける場合においては、それだけ税金が減るわけでございます。差引どつちが殖えるか減るか知りませんが、将来に亘つて減る分と、今度まる／＼免許料、免許料が入る分と比べますと、国家の収入が減るということには必ずしもならないと思ひます。

○理事(大矢半次郎君) 補償金を国に出したのをどうお考えになりますか。対価なしに国家が補償金を漁業権の保有者に渡したといふこと……。

○油井賢太郎君 それはちよつと速記を止めて懇談会で検討してもらいたいと思ひます。

○理事(大矢半次郎君) 速記を止めて。

午後零時十二分速記中止

午後零時四十一分速記開始

○理事(大矢半次郎君) 速記開始。暫時休憩いたします。午後三時に再開いたします。

午後零時四十一分休憩

午後三時三十一分開会

○理事(大矢半次郎君) 午前に引き続きまして会議を開きます。

税理士法案を議題に供します。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○理事(大矢半次郎君) 速記を始め別に御発言もないようですから質疑は盡きたものと認め、直ちに討論に入ることと御異議ございませんか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議なきものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○油井賢太郎君 私はこの案に對しまして多少の意見を述べて賛成したいと思ひます。それは弁護士というものは元來税理士は無条件でやれる、当然やれるということになつておるのであります。

○理事(大矢半次郎君) 御異議なきものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

す。然るに今回の修正におきまして登録するという点と登録がいやならば通知をするという点と、何か法律の作るのではありませんかと、甚だあいまいな点から申しますと、甚だあいまいな点からそこに出ていふ点であります。将来はこういうあいまいな法ものではないか、従つて若しこの次の機会等にできますならばこういう法案の条文の整理をするのを私は希望いたします。賛成するものであります。

○小林政夫君 私も油井委員と全く同意見を以て不満足ながら賛成いたします。

○理事(大矢半次郎君) ほかに御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議なきものと認めます。それではこれより採決に入ります。

○理事(大矢半次郎君) 税理士法案を衆議院送付の通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院送付の通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院送付の通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 御異議なきものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議なきものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議なきものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議なきものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

告書に多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

松永 義雄 佐多 忠隆
岡崎 眞一 黒田 英雄
森 八三一 カニエ邦彦
小林 政夫 杉山 昌作
木内 四郎 油井賢太郎
九鬼紋十郎

○理事(大矢半次郎君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○理事(大矢半次郎君) 速記を始め本日これを以て散会いたします。

午後三時三十九分散会
出席者は左の通り。

理事

委員

大矢半次郎君
杉山 昌作君
木内 四郎君

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
九鬼紋十郎君
カニエ邦彦君
佐多 忠隆君
松永 義雄君
小宮山常吉君
小林 政夫君
油井賢太郎君
森 八三一君

政府委員

大蔵省主税局税制課長 原 純夫君
国税庁長官 高橋 衛君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

常任委員 小田 正義君
会専門員 水産庁連絡官 久宗 高君

昭和二十六年六月二十二日印刷

昭和二十六年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁